



2025年12月10日

各 位

会社名 弁護士ドットコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 元榮 太一郎
(コード番号: 6027 東証プライム)
問合せ先 取締役 CFO 澤田 将興
(TEL. 03-5549-2555)

株式報酬型ストック・オプションの行使条件変更に関するお知らせ

当社は、2025年12月10日開催の取締役会において、2024年8月14日に発行を決議した第20回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます）に関し、その行使期間の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社グループは、先般の東京証券取引所プライム市場への市場区分変更を契機として、持続的な企業価値向上に向けたグループ経営体制の見直しと、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を推進しております。今般、この新経営体制への移行に伴い、グループ内における役員体制の変更を行うこととなりました。つきましては、当該体制変更に伴う対象者の地位喪失等の取扱いについて、これまでの当社グループへの貢献度や本新株予約権の付与趣旨を勘案し、権利行使の機会を公平に確保するため、本新株予約権の行使期間の一部変更を行うものであります。

2. 行使条件を変更する新株予約権

2024年8月14日開催の当社取締役会決議に基づき発行された「第20回新株予約権」

3. 変更の内容

変更前	変更後
3. 新株予約権の内容 (3) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、 <u>2026年10月1日から2031年9月30日</u> とする。	3. 新株予約権の内容 (3) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、 <u>2025年12月16日から2031年9月30日</u> とする。

以 上